令和 2 年 1 月 2 1 日 第 1 2 1 6 1 号

(3)

特定施設に関する事項

◎岡山県告示第二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 0 あった特定施設 の構造等の変更許 (昭和四十八年法律第百十号) 可申請の概要は、 次のとおりである。 第八条第一項の規定によ

果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響に っつい ての調査

令和二年一月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 岡山大鵬薬品株式会社

住 所 備前市久々井1775-1

会 名 代表取締役社長 片山 峰伸

2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 岡山大鵬薬品株式会社

所在地 備前市久々井1775-

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

雨水排水口No. 4を設置する。

- 2 縦覧の期間及び場所
- 1) 期 間 令和2年1月21日から同年2月11日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第二十四号

二十三号)第四十六条第二項の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 規定により、 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

る旨の届出があった。

令和二年一月二十一日

事業所の 名称及び所在地

太

指定居宅介護事業所 笠岡学園

所在地

2

笠岡市金浦七三六番地五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

主たる事務所の所在地

2

笠岡市金浦七四六番地

兀 事業所番号

令和元年八月三十一

廃止年月日

三三一〇五〇〇〇七三

五 ビスの種類

居宅介護、 重度訪問 介護、 同行援護、

1

事業所の

名称及び

所在地

東タクシ アサー F. スひまわ

2 所在地

小田郡矢掛町 小田六六九九

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

有限会社東タクシー

2 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町小田六六九九

令和元年八月三十一

日

廃止年月日

三三一二八○○○六七

兀

サービスの種類

五

居宅介護、重度訪問介護

事業所の名称及び所在地

2 所在地

津山市堺町一二番地

タツヤビル2F

ニチイケアセンター津山

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 ニチイ学館

主たる事務所の所在地

2

東京都千代田区神田駿河台二—

三 廃止年月日

令和元年十一月三·

事業所番号

兀

五 サービスの種類

三三一〇三〇〇三八三

同行援護

一 事業所の名称及び所在地

名称

備北介護センター「うらら」

2 所在地

高梁市落合町近似一三九〇-一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人

明愛会備北介護センター

高梁市落合町近似一三九〇-

房山 年月日

令和元年十二月三十一日

サービスの種類

五.

三三一〇九〇〇二二四事業所番号

兀

三一隻

◎岡山県告示第二十五号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

伞

令和二年一月二十一日

病院,診療所又は薬局

サカエ薬局瀬戸内店 ₩ 夵 瀬戸内市邑久町山田庄845-1 严 在 푌 指定年月日 R 1.11.5

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第二十六号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

令和二年一月二十一日

ቫ院,診療所又は薬局

サカエ薬局瀬戸内店 ₩ 称 井原市芳井町与井12 瀬戸内市邑久町山田庄848 严 在 -2 廃止年月日 R 1.11.30 R 1.11.4

山県知事伊原木隆

太

岡

◎岡山県告示第二十七号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

令和二年一月二十一日

事業者

岡 Ш 県 知 事 伊 原 木 隆 太

R 1.11.30	井原市芳井町与井122	藤井薬局	井原市芳井町与井122	藤井 清美	介護予防事業者
R 1.11.30	井原市芳井町与井122	藤井薬局	井原市芳井町与井122	藤井 清美	居宅介護事業者
R 1 . 11. 4	瀬戸内市邑久町山田庄848-2 R1.11.4	サカエ薬局瀬戸内店	岡山市北区上中野2-27-3	株式会社メディカメント	介護予防事業者
R 1 . 11. 4	瀬戸内市邑久町山田庄848-2 R1.11.4	サカエ薬局瀬戸内店	岡山市北区上中野2-27-3	株式会社メディカメント	居宅介護事業者
廃止年月日	事業所の所在地	事業所の名称	主たる事務所の所在地	名称	種類

◎岡山県告示第二十八号

律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定し 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

た。

令和二年一月二十一日

施術所を開設していない施術者

城戸 秀昭	开名
津山市東一宮46-9	住
	所
R1.12.6	指定年月日

山県知事 伊原木 隆 太

岡

 \mathcal{O} 九 とおり港湾隣接地域の指定につい 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十七条の二第二項の規定により、 て公聴会を開催する。

令和二年一月二十一日

牛窓港港湾管理者 岡

山

代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

2 場所 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地

日平

者2

年1月30日

 $\widehat{\not +}$

3時から

瀬戸内市役所牛窓支所1階住民相談室

3 予定地域の範囲

牛窓港綾浦地区 (方位 真北)

より囲まれた区域を除いた区域 次の1線から63線までの各線と水際線に ٦٠ J て囲まれた区域の VΥ ; 24 64線から70線

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番

の国土地理院

Ţij

[1]

角点

「牛総山」(光

東経134°

09′

22"

6830)

一人(以下

「基点」

という。)

04'' 4692C

方向に水際線まで引いた線 7419の方向に距離1,185.249mの地点よ 9 198°

6 焱 5 燊 4線 3 燊 2 燊 4線の終点から 3線の終点から 1線の起点から 線の終点から 線の終点から 180° 105° 95° 91° 71° 00′ 00′ 59′ 59′ 59′ 59''59''59''0″ 0″ 996 022 978 968 000 6.000mの地点ま で引いた線 ===

9 燊 8 総 8線の終点から 線の終点から 51° 45° 00′ 30′ 0″ 0″ 036 009 =IJ

7 燊

線の終点から

 39°

59′

59''

992

=

10線 9線の終点から 60° 70° 29' 59′ 59''59''999982 =

11線 12線 11線の終点から 10線の終点から 87° 59′ 59''991 45.000m = \equiv

13線の終点から 102° 50 23" 921

13線

12線の終点から

 90°

00′

0″

000

=

"	16.954m	34" 131	37′	143°	43線の終点から	44線
"	3. 237m	10" 013	58′	122°	42線の終点から	43線
"	3.009m	49" 682	40′	102°	41線の終点から	42線
"	5. 355m	37" 887	51′	71°	40線の終点から	41線
"	43. 232m	41" 261	48′	133°	39線の終点から	40線
"	33.580m	1" 469	41′	141°	38線の終点から	39線
"	6.697m	19" 051	13′	71°	37線の終点から	38線
"	30.973m	10" 936	02′	152°	36線の終点から	37線
"	21.825m	26" 495	05′	152°	35線の終点から	36線
"	35.961m	34" 017	04'	142°	34線の終点から	35線
"	57.775m	11" 828	30′	141°	33線の終点から	34線
"	34. 302m	14" 698	01′	146°	32線の終点から	33線
"	42. 935m	23" 466	07′	140°	31線の終点から	32線
"	48.878m	25" 063	31′	122°	30線の終点から	31線
"	75.656m	43" 686	05′	114°	29線の終点から	30線
"	15.900m	5" 6545	12′	124°	28線の終点から	29線
"	20.542m	48" 678	04'	113°	27線の終点から	28線
"	11.504m	40" 702	44′	107°	26線の終点から	27線
"	94.414m	27" 785	08′	105°	25線の終点から	26線
"	15. 136m	14" 634	09′	195°	24線の終点から	25線
"	98. 498m	17" 384	03′	286°	23線の終点から	24線
"	73. 769m	49" 637	39′	195°	22線の終点から	23線
"	157. 620m	0" 007	30′	103°	21線の終点から	22線
"	8.500m	59" 820	29'	102°	20線の終点から	21線
"	6.000m	0" 011	00′	100°	19線の終点から	20線
"	25. 283m	43" 813	58′	96°	18線の終点から	19線
"	29. 334m	24" 842	10′	87°	17線の終点から	18線
"	42. 483m	29" 481	48′	355°	16線の終点から	17線
"	42.684m	14" 567	26'	∞ ∘	15線の終点から	16線
"	37.643m	38" 081	14'	100°	14線の終点から	15線

										45	45	47	47	45	(7)		45	45	47					
68線	67線	66線	65線	6.2	64線	63線	62線	61線	60線	59線	58線	57線	56線	55線	54線	53線	52線	51線	50線	49線	48線	47線	46線	45線
67線の終点から	66線の終点から	65線の終点から	64線の終点から	3″518の方向に距離65.	基点から160°34′	62線の終点から	61線の終点から	60線の終点から	59線の終点から	58線の終点から	57線の終点から	56線の終点から	55線の終点から	54線の終点から	53線の終点から	52線の終点から	51線の終点から	50線の終点から	49線の終点から	48線の終点から	47線の終点から	46線の終点から	45線の終点から	44線の終点から
281°	193°	100°	189°		1' 10"	168°	52°	99°	107°	101°	79°	74°	40°	52°	54°	60°	76°	106°	96°	94°	106°	130°	134°	140°
59′	53′	58′	49'	$79 \mathrm{m} \mathrm{C}$		25'	29'	1′	31′	58′	24'	30′	40′	28'	48′	53′	52′	06′	18′	50′	32′	13′	13′	53′
44"	45"	48"	46"	老河	の方	45"	30"	31"	56"	51"	17"	25"	6"	17"	53″	42"	37"	35"	6"	22"	18"	35"	52"	18"
273	533	340	976	779mの地点まで引いた線	向に距	069	900	757	142	444	843	214	226	651	184	948	062	307	386	951	075	076	348	990
10.364m	24. 137m	16. 182m	5.252mの地点ま	いた線	6183の方向に距離1,065.497mの地点よ	の方向に水際線まで引いた線	31.033m	47.521m	22.401m	37. 164m	18.605 m	45.007m	20.426m	22.068m	$21.568 \mathrm{m}$	14.079m	23.688m	5. 136m	15. 329m	15.654m	22. 112m	12. 277m	12.119m	20. 190m
JJ	"	JJ	で引いた線		点より100°	で引いた線	"	"	"	JJ	"	"	"	"	JJ	JJ	"	"	"	"	"	"	"	IJ

線 69線の終点から64線の起点まで引いた線

68線の終点から

281°

9′

37" 107

=

25′ 2

次のとおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。 [二〇] 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、

令和二年一月二十一日

牛窓港港湾管理者 🗆

山

表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

日時 令和2年1月30日(木) 午後3時から
場所 瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地

瀬戸内市役所牛窓支所1階住民相談室

3 予定地域の範囲

牛窓港紺浦地区 (方位 真北)

次の1線から59線までの各線と水際線によって囲まれた区域

向に距離1,604.662mの地点より94。 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院 東経134° 46′ 22" 42"2664の方向に水際線まで引いた 6830)から214° 三等三角点 38′ 17″3144の方

菸

2 線	1線の起点から	32°	27′	15"	063	3.096mの地点まで引いた線	ミで引いた線
3 藥	2線の終点から	30°	04'	34"	412	28. 858m	"
4 築	3線の終点から	28°	02'	41"	891	6.014m	"
5 藥	4線の終点から	22°	03′	32"	756	5.798m	"
6 藥	5線の終点から	18°	04′	1″	616	8. 112m	"
7	6線の終点から	10°	33/	41"	145	5. 171m	"
8 蘂	7線の終点から	∞ _°	05′	0"	880	16. 218m	"
9 燊	8線の終点から	11°	34'	9"	065	17.672m]]
10線	9線の終点から	17°	15′	29"	556	4.582m]]
11線	10線の終点から	23°	17′	55"	634	13.083m]]
12線	11線の終点から	19°	00′	11"	600	10.290m]]
13線	12線の終点から	15°	03′	52"	550	5.737m]]
14線	13線の終点から	11°	49′	8,	150	6.277m]]
15線	14線の終点から	9°	35′	43"	132	21.750m	II

"	3. 144m	35" 216	53′	166°	44線の終点から	45線
"	90. 824m	48" 992	58′	212°	43線の終点から	44線
"	98. 336m	8" 611	47′	212°	42線の終点から	43線
"	7.644m	49" 229	55′	216°	41線の終点から	42線
"	84. 839m	13" 512	40′	209°	40線の終点から	41線
"	44. 794m	44" 935	12′	122°	39線の終点から	40線
"	128. 768m	24" 244	46′	32°	38線の終点から	39線
"	11. 577m	54" 766	35′	302°	37線の終点から	38線
"	105. 072m	54" 766	35′	32°	36線の終点から	37線
"	25. 008m	43" 113	16′	37°	35線の終点から	36線
"	3. 902m	14" 913	01'	56°	34線の終点から	35線
"	7.069m	1" 832	40′	73°	33線の終点から	34線
"	13. 296m	5" 813	46′	78°	32線の終点から	33線
"	83. 761m	22" 346	38′	80°	31線の終点から	32線
"	7. 990 m	4" 708	38′	312°	30線の終点から	31線
"	3. 408m	22" 676	59′	336°	29線の終点から	30線
"	6. 180m	43" 898	03′	357°	28線の終点から	29線
"	25. 066m	33" 016	25′	352°	27線の終点から	28線
"	4. 092m	40" 546	42′	350°	26線の終点から	27線
"	25. 548m	22" 284	07′	330°	25線の終点から	26線
"	31. 904m	10" 166	00′	331°	24線の終点から	25線
"	16. 771m	8" 541	16′	332°	23線の終点から	24線
"	6. 994m	35" 961	53′	336°	22線の終点から	23線
"	7.877m	33" 255	30′	344°	21線の終点から	22線
"	8. 494m	18" 993	39′	346°	20線の終点から	21線
"	13. 517m	16" 020	18′	350°	19線の終点から	20線
"	15. 284m	17" 482	43′	350°	18線の終点から	19線
"	10. 113m	17 259	27′	356°	17線の終点から	18線
"	8. 564m	26" 922	35′	5 ₀	16線の終点から	17線
"	14. 579m	19" 772	42′	7°	15線の終点から	16線

59線	58線	57線	56線	55線	54線	53線	52線	51線	50線	49線	48線	47線	46凝
58線の終点から	57線の終点から	56線の終点から	55線の終点から	54線の終点から	53線の終点から	52線の終点から	51線の終点から	50線の終点から	49線の終点から	48線の終点から	47線の終点から	46線の終点から	45線の終点から
198°	98°	193°	103°	103°	104°	15°	102°	152°	101°	213°	122°	33°	101° 44′ 49″ 059
28′	02'	46′	47′	07′	11′	17′	10′	28'	44′	23'	48'	30′	44′
4"	58"	8,	16"	29"	13"	44"	20"	35"	49"	0"	58"	37"	49"
4" 789	328	814	151	167	626	372	556	258	, 059	502	429	363	059
の方向に水際線まで引いた線	61.603m "	32.983m "	182.437m "	120.295m "	21.888m "	5.745m "	71.592m "	4.713m "	49. 492m "	76.418m "	16. 264m "	82.781m "	45.063m "

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい

指定年月日道路	の位
山県指令美作局 勝田郡勝央	勝央町福吉字駒逧四一七番五
建第六〇一五号	
令和二年一月十四	
H —	

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月二十一日

原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字東池田一五四-

総社市秦三四三四

許可を受けた者の住所及び氏名

橋本 智之

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第二一八号